

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」 改定案

平成20年10月31日

総合科学技術会議

国の研究開発評価に関する大綱的指針改定案のポイント

1. 改定案とりまとめの経緯

各府省は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日 内閣総理大臣決定)に沿った評価指針等に則って評価を実施。

研究開発力強化法^(注)の制定などによる研究開発強化への取組の推進に対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、今般、見直し検討を実施。

(注) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)

2. 研究開発評価における主な問題点

- 評価結果が生かされず、次の研究開発につながらない
- 被評価者や評価者の評価作業での負担感が増大
- 評価の視点における国際性の欠如

3. 改定案のポイント

(1) 評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民社会への還元を迅速化

- 評価結果を次の研究開発に切れ目なくつなげるために、事後の評価を終了前に実施。
- 評価結果の研究開発制度・機関間での相互活用等を推進。

(2) 被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化

- 被評価者が事前に明確に立てた目標に対して達成度を自己点検し、評価者が確認。
- 副次的な効果を含めた成果を評価。

(3) 研究開発の国際水準の向上や国際競争力強化の視点からの評価を重視

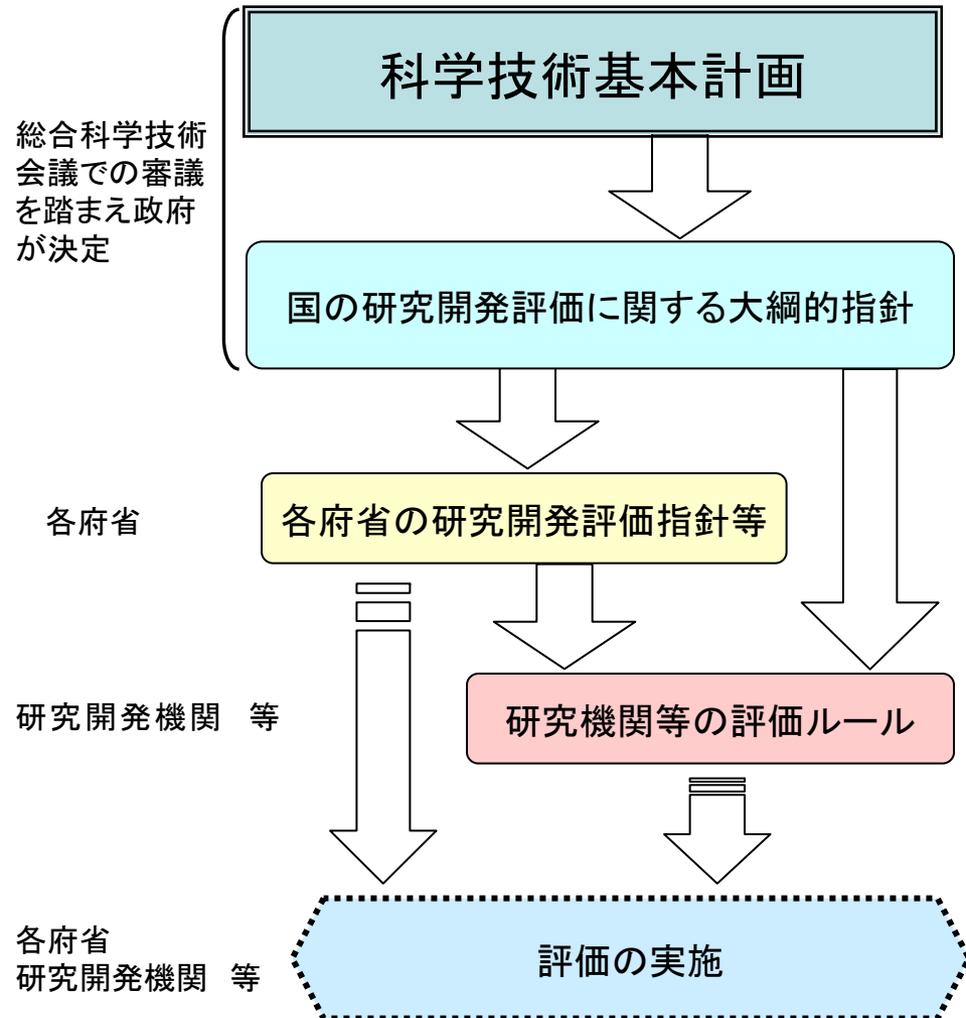
- 目標や成果を国際的な水準に照らして評価。
- 外国人研究者を評価者として活用。

4. 今後の取扱い

総合科学技術会議決定を受け、内閣総理大臣決定し、関係大臣に通知。

1. 国の研究開発評価に関する大綱的指針に則った評価の流れ

評価の流れ



各府省の研究開発評価に関する指針一覧

- 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（平成17年9月改定）
- 経済産業省技術評価指針（平成17年4月改定）
- 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成17年8月改定）
- 国土交通省（平成14年6月制定）
- 農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成18年3月改定）
- 環境省研究開発評価指針（平成18年10月改定）
- 総務省情報通信研究評価実施指針（平成18年4月改定）
- 消防庁研究開発評価実施指針（平成18年8月制定）
- 防衛庁研究開発評価指針（平成19年1月制定）
- 法務総合研究所研究評価実施要領（平成19年12月改定）
- 財務省関税中央分析所・研究評価実施要領（平成19年3月改定）

2. 国の研究開発評価に関する取り組みの経緯

科学技術基本法(H7年法律第130条)の制定(H7.11)

厳正な評価の実施を推進

第1期科学技術基本計画の策定(H8.7)

国及び研究機関等における研究開発評価の取り組みが本格化

(研究開発機関及び研究開発課題に関する評価の本格的な導入、定着化を促進)

基本計画に基づいて策定
国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針(H9.8)

研究開発評価に関連した評価制度の整備

政策評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)制定(H13.6)

研究開発評価の導入促進から質的拡充の方向を提示

(研究開発施策及び研究者等の業績に関する評価も含め、厳正な評価の実施を推進)

第2期科学技術基本計画の策定(H13.3)

基本計画の改定内容を反映して策定
国の研究開発評価に関する大綱的指針(H13.11)

独立行政法人評価

独立行政法人通則法に基づく中期目標評価の実施(H13.4)
国立試験研究機関の独立行政法人化(H13.4)

成果を問うだけでなく研究者の挑戦を励ます面を重視

(改革の方向:

創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価等を推進
効果的・効率的な評価システム改革の運営等:
評価の不必要な重複の排除、評価の連続性と一貫性の確保、政策目標を踏まえた評価の推進)

実施状況を反映して改定
国の研究開発評価に関する大綱的指針(H17.3)

国立大学法人評価

国立大学の独立行政法人化(H16.4)
国立大学法人法による中期目標評価の実施(H16.4)

大綱的指針の改定を反映
第3期科学技術基本計画の策定(H18.3)

総合科学技術会議

● 改定案を決定。それを受け内閣総理大臣が決定し、関係大臣に通知。